

静岡県告示第205号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月22日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
清水函南停車場線	田方郡函南町大竹字神戸168番の20から 田方郡函南町大竹字神戸169番の6まで	令和4年3月22日

=====

静岡県告示第206号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月22日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
白糸富士宮線	富士宮市下条字出口583番の4から 富士宮市下条字西ノ原942番の5まで	令和4年3月22日

=====

静岡県告示第207号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月22日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士富士宮線	富士宮市大宮町306番の29から 富士宮市宮町320番の22まで	令和4年3月22日

